

平成28年8月1日

投資主各位

東京都中央区銀座六丁目2番1号  
**大和証券オフィス投資法人**  
執行役員 大村 信明  
(コード番号：8976)

## 第9回投資主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第9回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の投資主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成28年8月18日（木曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、本投資法人規約において「みなし賛成」を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会に提出された議案について賛成するものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

<本投資法人規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成28年8月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウノースタワー 18階大和コンファレンスホール  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 投資主総会の目的である事項：

#### 決議事項

第1号議案 規約変更の件

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

第4号議案 監督役員2名選任の件

各議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」に記載のとおりであります。

以上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ (<http://www.daiwa-office.co.jp>) に掲載いたします。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社による「運用報告会」を実施する予定です。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約変更の件

##### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 投資法人における会計と税務の処理の差異（税会不一致）の問題に関して、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）の改正に伴い、投資法人の計算に関する規則及び租税特別措置法等の改正に伴い、本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる旨の変更を行うものです（現行規約第32条第2号）。
- (2) 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（以下「投信法施行規則」といいます。）の改正により、不動産等資産（投信法施行規則第105条第1号へにおいて定義される意味を有します。）に再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権等が追加されたことに伴い、本投資法人の主たる投資対象を不動産等資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権とする旨の規定に変更するものです（現行規約別紙1「資産運用の対象及び方針」（資産運用の基本方針））。
- (3) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（以下「投信法施行令」といいます。）の改正により、特定資産（投信法施行令第3条に定める特定資産をいいます。）に該当する資産が追加されたことに伴い、本投資法人の資産運用の対象となる資産の種類として、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権を追加するものです（変更案別紙1「資産運用の対象及び方針」（資産運用の対象）4.（8）及び（9）並びに5.（5））。また、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権に係る投資制限を明確にするための規定を追加するものです（変更案別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資制限）2.）。
- (4) 租税特別措置法施行規則の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、記載要件とされていた規約の規定を削除するものです（現行規約別紙1「資産運用の対象及び方針」（投資態度）8.）。

- (5) 本投資法人が合併（新設合併及び本投資法人が吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人となる吸収合併を含みます。）した場合における資産運用会社の運用報酬を新設するため、運用報酬Ⅳ（資産取得基準）の変更を行うものです（現行規約別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬」運用報酬Ⅳ（資産取得基準））。
- (6) 上記のほか、役員会の議長の順序の明確化、投信法の改正が施行されたことに伴い不要となった附則の削除、金利スワップの特例処理適用の明確化、資産運用報酬の算定基礎となる運用資産の定義の新設、その他必要な規定の明確化、字句の変更及び条数の整備等を行うものです（現行規約第21条第1項及び変更案第21条第3項、第11章、別紙2「資産評価の方法、基準及び基準日」1.(6)、並びに、現行規約別紙3「資産運用会社に対する資産運用報酬」）。

## 2. 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第21条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. [条文省略] [新設]</p>	<p>第21条（招集及び議長）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1人がこれを招集する。</p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>3. <u>役員会の議長は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員又は監督役員の1人がこれに当たる。</u></p>
<p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>[条文省略]</p> <p>(1) [条文省略]</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、一般社団法人投資信託協会の定める規則（以下「投信協会規則」という。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p>	<p>第32条（金銭の分配の方針）</p> <p>[現行どおり]</p> <p>(1) [現行どおり]</p> <p>(2) 利益を超えた金銭の分配</p> <p>本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額以下である場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、一般社団法人投資信託協会の定める規則（以下「投信協会規則」という。）に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。<u>また、本投資法人は、本投資法人における課税負担の軽減を目的として本投資法人が適切と判断した場合、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(3)～(5) [条文省略]</p> <p style="text-align: center;"><u>第11章 附則</u></p> <p><u>第35条 (改正の効力の発生)</u></p> <p>1. <u>第8条第2項の新設及び第8条の表題の変更にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p>2. <u>第9条第3項及び第4項の新設並びに第15条の変更にかかる改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるものをいう。）に対する投資として運用するものとし、将来に亘って安定的な収益の獲得と運用資産の持続的な成長を図り、投資主利益の最大化を目指す。</p> <p>(資産運用の対象)</p> <p>1. ～3. [条文省略]</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(7) [条文省略]</p> <p>[新設]</p>	<p>(3)～(5) [現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">資産運用の対象及び方針 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、運用資産を、主として不動産等資産（投信法施行規則に定めるものをいう。）のうち不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用するものとし、将来に亘って安定的な収益の獲得と運用資産の持続的な成長を図り、投資主利益の最大化を目指す。</p> <p>(資産運用の対象)</p> <p>1. ～3. [現行どおり]</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(7) [現行どおり]</p> <p><u>(8) 再生可能エネルギー発電設備（投信法施行令に定めるものをいう。以下同じ。）</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、不動産への投資にあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) [条文省略]</p> <p>(5) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（以下「民法」という。）に定める動産（設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものに限る。）</p> <p>(6)～(11) [条文省略]</p> <p>6. [条文省略]</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. ～7. [条文省略]</p> <p>8. <u>本投資法人は、不動産等（不動産（投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。）第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいう。）</u>、<u>不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいう。）の価額の合計額の本投資法人の有する資産の総額に占める割合を100分の70以上とする。</u></p> <p>9. [条文省略]</p> <p>(投資制限)</p> <p>1. [条文省略]</p>	<p><u>(9) 公共施設等運営権（投信法施行令に定めるものをいう。以下同じ。）</u></p> <p>5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、不動産への投資にあたり必要がある場合には、以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>(1)～(4) [現行どおり]</p> <p>(5) 民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。）（以下「民法」という。）に定める動産（設備、備品その他の構造上又は利用上不動産に付加されたものに限るものとし、<u>再生可能エネルギー発電設備を除く。</u>）</p> <p>(6)～(11) [現行どおり]</p> <p>6. [現行どおり]</p> <p>(投資態度)</p> <p>1. ～7. [現行どおり]</p> <p>[削除]</p> <p>8. [現行どおり]</p> <p>(投資制限)</p> <p>1. [現行どおり]</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>2. [条文省略]</p> <p>(取得した資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. [条文省略]</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1)～(5) [条文省略]</p>	<p>2. 「<u>資産運用の対象</u>」第4項に掲げる再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権は、<u>積極的に投資を行うものではなく、本投資法人の主たる投資目的たる不動産投資を補足する観点で、「資産運用の対象」第2項又は第3項に掲げる特定資産に付随して取得が必要又は有用となる場合に限り投資する。</u></p> <p>3. [現行どおり]</p> <p>(取得した資産の貸付けの目的及び範囲)</p> <p>1. ～ 3. [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">別紙 2</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>1. 本投資法人の資産評価方法は、次の通り運用資産の種類ごとに定める。</p> <p>(1)～(5) [現行どおり]</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) デリバティブ取引に係る権利  金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価する。</p> <p>上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ会計を認められるものについては、ヘッジ会計を適用できる。</p> <p>(7)～(8) [条文省略]  2. ～3. [条文省略]</p> <p style="text-align: right;">別紙3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬  本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。</p>	<p>(6) デリバティブ取引に係る権利  金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））を用いる。同日において最終価格がない場合には同日前直近における最終価格を用いる。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られればその価額とする。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価する。</p> <p>上記にもかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準・慣行によりヘッジ会計を認められるものについては、<u>ヘッジ会計を適用できるものとし、さらに、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(7)～(8) [現行どおり]  2. ～3. [現行どおり]</p> <p style="text-align: right;">別紙3</p> <p>資産運用会社に対する資産運用報酬  本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社に支払う報酬の計算方法及び支払の時期は次の通りとする。<u>なお、本別紙3において、不動産等及び不動産対応証券を、あわせて「不動産関連投資対象資産」というものとする。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>運用報酬Ⅰ（運用資産基準）</p> <p>運用資産の各月末時点における「累積取得価額」に0.1%を乗じた金額を12で除した金額を月額報酬とする。</p> <p>「累積取得価額」とは、各不動産等の売買代金の合計額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。また、不動産等を売却した場合には、当該不動産等の取得時の売買代金に相当する価格を「累積取得額」より控除する。</p> <p>支払時期は、毎月、当該月の翌月末までとする。なお、報酬に対応する期間が1か月に満たない場合は、1年を365日とし実日数により日割り計算を行う。</p>	<p>運用報酬Ⅰ（運用資産基準）</p> <p>運用資産の各月末時点における「累積取得価額」に0.1%を乗じた金額を12で除した金額を月額報酬とする。</p> <p>「累積取得価額」とは、各不動産<u>関連投資対象資産</u>の売買代金の合計額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。また、不動産<u>関連投資対象資産</u>を売却した場合には、当該不動産<u>関連投資対象資産</u>の取得時の売買代金に相当する価格を「累積取得額」より控除する。</p> <p>支払時期は、毎月、当該月の翌月末までとする。なお、報酬に対応する期間が1か月に満たない場合は、1年を365日とし実日数により日割り計算を行う。</p>
<p>運用報酬Ⅱ（賃貸収益基準）</p> <p>1営業期間の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額とする。</p> <p>「賃貸収益」とは、不動産等から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の総額とし、不動産等の売却による収益を除くものとする。</p> <p>支払時期は、資産運用会社が資産運用委託契約に従い投資法人に対し、每期首に（ただし、第1期は運用資産取得後遅滞なく）提出する「年次資産管理計画」記載の賃料収益に基づき、各月の末日までに、各月分の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額の80%を支払い、各期末における決算確定後、遅滞なく過不足を精算する。</p>	<p>運用報酬Ⅱ（賃貸収益基準）</p> <p>1営業期間の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額とする。</p> <p>「賃貸収益」とは、不動産<u>関連投資対象資産</u>から生じる賃料、共益費、駐車場使用料、付帯収益、施設利用料、施設設置料、遅延損害金、賃貸契約解約に伴う解約違約金又はそれに類する金銭その他賃貸事業から生じる収益の総額とし、不動産<u>関連投資対象資産</u>の売却による収益を除くものとする。</p> <p>支払時期は、資産運用会社が資産運用委託契約に従い投資法人に対し、每期首に（ただし、第1期は運用資産取得後遅滞なく）提出する「年次資産管理計画」記載の賃料収益に基づき、各月の末日までに、各月分の「賃貸収益」の5.5%に相当する金額の80%を支払い、各期末における決算確定後、遅滞なく過不足を精算する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>運用報酬III（配当可能額基準）  当報酬控除前の「分配可能金額」の2.0%に相当する金額とする。  「分配可能金額」とは、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準・慣行に準拠して計算される税引き前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とし、<u>不動産等の売却益を含む。</u>  支払時期は、当該営業期間に係る決算書類の承認後、1か月以内とする。</p> <p>運用報酬IV（資産取得基準）  新たに<u>不動産等</u>を取得した場合、当該不動産等の「<u>売買代金</u>」に0.75%を乗じた金額とする。  「<u>売買代金</u>」とは、<u>売買契約書に記載された金額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。</u>  支払時期は、取得日の属する月の翌月末までとする。なお、利益相反対策ルールにおいて記載する利害関係者から取得した場合、上記の料率を0.5%とする。</p>	<p>運用報酬III（配当可能額基準）  当報酬控除前の「分配可能金額」の2.0%に相当する金額とする。  「分配可能金額」とは、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計基準・慣行に準拠して計算される税引き前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とし、<u>不動産関連投資対象資産の売却益を含む。</u>  支払時期は、当該営業期間に係る決算書類の承認後、1か月以内とする。</p> <p>運用報酬IV（資産取得基準）  新たに<u>不動産関連投資対象資産</u>を取得した場合又は本投資法人が合併（<u>新設合併及び本投資法人が吸収合併存続法人又は吸収合併消滅法人となる吸収合併を含む。以下同じ。</u>）した場合、当該<u>不動産関連投資対象資産の「売買代金」（本投資法人が合併した場合は、「評価額」とする。）に0.75%を乗じた金額（本投資法人が合併した場合は、0.75%を上限として本投資法人及び資産運用会社が別途合意した料率を乗じた金額）</u>とする。  「<u>売買代金</u>」とは、<u>売買契約書に記載された金額とし、取得に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。また、「評価額」とは、資産運用会社が当該合併の相手方の保有資産等の調査及び評価その他の合併に係る業務を実施し、当該合併の効力が発生した場合、当該相手方が保有する不動産関連投資対象資産の当該合併の効力発生日における評価額の合計額とする。</u>  支払時期は、取得日（<u>本投資法人が合併した場合は、当該合併の効力発生日</u>）の属する月の翌月末までとする。なお、利益相反対策ルールにおいて記載する利害関係者から<u>不動産関連投資対象資産</u>を取得した場合、上記の料率を0.5%とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>運用報酬V（資産売却基準）</p> <p>運用資産中の不動産等を譲渡した場合、当該不動産等の「譲渡代金」に0.5%を乗じた金額とする。</p> <p>「譲渡代金」とは、売買契約書に記載された金額とし、譲渡に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。</p> <p>支払時期は、譲渡日の属する月の翌月末までとする。</p> <p>[条文省略]</p>	<p>運用報酬V（資産売却基準）</p> <p>運用資産中の不動産関連投資対象資産を譲渡した場合、当該不動産関連投資対象資産の「譲渡代金」に0.5%を乗じた金額とする。</p> <p>「譲渡代金」とは、売買契約書に記載された金額とし、譲渡に伴う費用並びに消費税及び地方消費税を除くものとする。</p> <p>支払時期は、譲渡日の属する月の翌月末までとする。</p> <p>[現行どおり]</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員大村信明から、本投資主総会の終結の時をもって、本投資法人の執行役員を辞任したい旨の申出がありましたので、新たに執行役員1名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書を適用し、選任される平成28年8月19日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成28年7月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
むらかみ よしみ 村上 義美 (昭和26年8月6日生)	昭和49年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社) 入社 平成2年1月 同社 福井支店長 平成6年7月 同社 事業法人資金運用第二部長 平成11年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケティング株式会社(現 大和証券株式会社) 事業法人第二部長 平成13年6月 大和証券株式会社 執行役員 本店担当 兼 本店長 平成17年4月 大和ペンション・コンサルティング株式会社 代表取締役社長 平成19年4月 大和証券株式会社 常務取締役 営業副本部長 兼 法人担当 兼 大和インベスター・リレーションズ株式会社 取締役(非常勤) 平成21年4月 同社 専務取締役 営業副本部長 平成22年4月 株式会社大和証券ビジネスセンター 代表取締役社長 平成24年6月 同社 代表取締役社長 兼 大和ペンション・コンサルティング株式会社 代表取締役社長 平成25年4月 株式会社大和証券ビジネスセンター 特別顧問
所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期についても、本投資法人規約第18条第2項第三文の定めに基づき、投信法第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書の規定が適用されます。

なお、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第18条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が終了する時までとなります。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成28年7月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況
にしがき よしき 西垣 佳機 (昭和44年1月28日生)	平成4年4月 シティトラスト信託銀行株式会社入行 平成16年5月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ入社 平成18年2月 株式会社ダヴィンチ・セレクト(現大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社) 転籍 平成19年3月 同社 IR総合企画部長 平成20年3月 同社 代表取締役社長 平成20年11月 本投資法人 執行役員 平成22年5月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 平成22年8月 本投資法人 執行役員 退任 平成23年2月 大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社 代表取締役副社長 助言業務部長 平成24年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長 平成25年10月 同社 代表取締役副社長 営業推進部長 兼 ファンド運用部長 平成26年4月 同社 代表取締役副社長 ファンド運用部長(現任)
所有する本投資法人の投資口数	20口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である大和リアル・エステート・アセット・マネジメント株式会社の代表取締役副社長であります。その他に、補欠執行役員候補者は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員平石孝行及び佐久間宏から、本投資主総会の終結の時をもって、本投資法人の監督役員を一旦辞任したい旨の申出がありましたので、監督役員2名の選任をお願いするものです。

また、本議案において、監督役員の任期は、投信法第101条第2項が準用する第99条第2項及び本投資法人規約第18条第2項第一文但書を適用し、選任される平成28年8月19日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況
1	ひらいし たかゆき 平石 孝行 (昭和40年10月16日生)	平成4年4月 弁護士登録 スプリング法律事務所 (旧名称：沖信・石原・清法律事務所) 入所 平成7年9月 University of Connecticut School of Law 留学 平成8年9月 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP (旧名称：Pillsbury, Madison & Sutro LLP) 法律事務所 Los Angeles Office勤務 平成9年9月 スプリング法律事務所復帰 (現職) 平成17年7月 本投資法人 監督役員 就任 (現 任) 平成26年1月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 平成26年8月 同投資法人 監督役員 退任
	所有する本投資法人の投資口数	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況
2	さくま ひろし 佐久間 宏 (昭和34年1月28日生)	昭和58年4月 日本電気株式会社 入社 平成元年9月 アーサーアンダーセン 入社 平成3年4月 クーパース&ライブランド 入社 平成7年9月 スミス・バーニー証券会社 入社 平成8年7月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券 会社 入社 平成10年4月 佐久間公認会計士事務所設立(現職) 平成12年5月 株式会社ジャストプランニング 取 締役 就任(現任) 平成17年7月 本投資法人 監督役員 就任(現任) 平成26年1月 日本ヘルスケア投資法人 監督役員 平成26年8月 同投資法人 監督役員 退任
	所有する本投資法人の投資口数	なし

- ・上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員  
の職務の執行全般を監督しております。
- ・上記監督役員候補者佐久間宏は、佐久間公認会計士事務所の所長であります。
- ・上記監督役員候補者兩名は、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。



## 参考情報

本投資主総会に提出される議案のうちに、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条第1項及び第2項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

## 第9回投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
グラントウキョウノースタワー 18階  
大和コンファレンスホール

最寄駅	JR線 東京駅より(直結)	徒歩約1分
	丸の内線 東京駅より(地下直結)	徒歩約4分
	東西線 大手町駅より(地下直結)	徒歩約4分
	東西線・銀座線 日本橋駅より	徒歩約4分
	半蔵門線 三越前駅より	徒歩約5分



お願い：会場には駐車場のご用意がございません。また、当日ご来場の際には会場周辺道路の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。